

日本環境教育学会規約改定案

(改正部に下線付)

2008年5月11日

日本環境教育学会運営委員会

日本環境教育学会規約現行

1990年5月20日制定
1994年6月14日一部改正
1995年5月13日一部改正
1996年5月11日一部改正
1999年5月22日一部改正

第1章 名称および事務局

第1条 本会は日本環境教育学会（The Japanese Society of Environmental Education）と称する。

第2条 本会に事務局を置く。

第2章 目的および事業

第3条 本会は環境教育の推進を目的とする。

第4条 本会はその目的を達成するため、次の事業を行う。

- ・年次大会の開催
- ・学会誌およびニュースレターの発行
- ・シンポジウム・セミナー・講習会などの開催
- ・環境教育に関係する諸団体との交流
- ・その他、目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

第5条 本会の会員は、次の4種とする。

- ・正会員 本会の趣旨に賛同し、所定の手続きを経て入会した、個人。
- ・団体会員 環境教育を行っている団体（図書館・博物館・官庁などを含む）。

日本環境教育学会規約改定案

1990年5月20日制定
1994年6月14日一部改正
1995年5月13日一部改正
1996年5月11日一部改正
1999年5月22日一部改正
0000年0月00日一部改正

第1章 名称

第1条 本会は日本環境教育学会（The Japanese Society of Environmental Education）と称する。

第2章 目的および事業

第2条 本会は環境教育の推進を目的とする。

第3条 本会はその目的を達成するため、次の事業を行う。

- ・年次大会の開催
- ・学会誌およびニュースレターの発行
- ・シンポジウム・セミナー・講習会などの開催
- ・環境教育に関係する諸団体との交流
- ・その他、目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

第4条 本会の会員は、次の3種とする。

- ・正会員 本会の趣旨に賛同し、所定の手続きを経て入会した個人。正会員のうち、環境教育に関し特に功績があると認められ総会において推薦された者を名誉会員とすることができる。名誉会員は会費を免除される。
- ・団体会員 環境教育を行っている団体（図書館・博物館・官庁などを含む）。

・賛助会員 本会の事業を賛助するため、運営委員会の議を経て入会した、個人および団体。

・名誉会員 環境教育に関し特に功績があると認められ総会において推薦された者。

第6条 会員は会費を前納しなければならない。名誉会員は会費を免除される。会費の額は、総会に於いて定める。

第7条 正会員は、次の権利を有する。

- ・ 会誌等の配布を受ける
- ・ 会誌等への投稿
- ・ 本会の行う行事への参加
- ・ 総会における議決権、役員選挙における選挙権ならびに被選挙権

(2) 団体会員は次の権利を有する。

- ・ 会誌等の配布を受ける
- ・ 会誌等への投稿
- ・ 本会の行う行事への参加

(3) 賛助会員は次の権利を有する。

- ・ 会誌等の配布を受ける
- ・ 会誌等への投稿
- ・ 本会の行う行事への参加

(4) 名誉会員は次の権利を有する。

- ・ 会誌等の配布を受ける
- ・ 本会の行う行事への参加
- ・ 会誌等への投稿

第8条 入会および退会は、次の手続きを必要とする。

(2) 本会への入会は、所定の手続きにより、会費をそえて申し込んだ者で運営委員会の承認を得た者とする。

(3) 会員で退会しようとする者は、その旨を本会に通知し、未納の会費があ

・賛助会員 本会の事業を賛助する個人および団体。

第5条 会員は会費を前納しなければならない。会費の額は、総会に於いて定める。

第6条 正会員は、次の権利を有する。

- ・ 会誌等の配布を受ける
- ・ 会誌等への投稿
- ・ 本会の行う行事への参加
- ・ 総会における議決権、役員選挙における選挙権ならびに被選挙権

(2) 団体会員は次の権利を有する。

- ・ 会誌等の配布を受ける
- ・ 会誌等への投稿
- ・ 本会の行う行事への参加

(3) 賛助会員は次の権利を有する。

- ・ 会誌等の配布を受ける
- ・ 会誌等への投稿
- ・ 本会の行う行事への参加

第7条 入会および退会は、次の手続きを必要とする。

(2) 本会への入会は、所定の手続きにより、会費をそえて申し込んだ者で理事会の承認を得た者とする。

(3) 会員で退会しようとする者は、その旨を本会に通知し、未納の会費があ

る場合は、これを完納しなければならない。また、会費を滞納した者（2年以上）は運営委員会の議を経て退会させられることがある。

第4章 役員

第9条 本会に次の役員を置く。

- ・ 会長 1名

- ・ 運営委員 20名
- ・ 会計監査 2名

第10条 会長および運営委員は、正会員の中から、選挙によって選出する。選挙方法については別に定める。

(2) 会計監査は、運営委員会の推薦に基づき、運営委員以外の正会員の中から総会により選出する。

(3) 会長および運営委員の任期は4年とする。ただし、連続2期を限度として再任を妨げない。

会計監査の任期は2年とする。ただし、連続2期を限度として再任を妨げない。

(4) 欠員によって補充された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(5) 常任運営委員会には、庶務、広報、編集、企画、国際交流の各担当を置く。

第11条 会長は本会を代表し、会務を統括する。会長に事故ある時は、会長があらかじめ指名した運営委員がこれを代行する。

(2) 運営委員は運営委員会を組織し、規約および総会の議決に基づき、本会

る場合は、これを完納しなければならない。また、会費を滞納した者（2年以上）は理事会の議を経て退会させられることがある。

第4章 役員

第8条 本会に次の役員を置く。

- ・ 会長 1名
- ・ 副会長 1名
- ・ 事務局長 1名
- ・ 常任理事 4名
- ・ 理事 20名
- ・ 監事 2名

(2) 役員の内、副会長、事務局長、常任理事は理事が兼務する。

第9条 会長および理事は、正会員の中から、選挙によって選出する。選挙方法については別に定める。

(2) 監事は、理事以外の正会員の中から総会により選出する。

(3) 会長および理事の任期は2年とする。ただし、連続3期を限度とし再任を妨げない。

監事の任期は2年とする。ただし、連続2期を限度として再任を妨げない。

(4) 欠員によって補充された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第10条 会長は本会を代表し、会務を統括する。会長は理事の中より副会長1名を指名する。副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は、これを代行する。

(2) 会長は理事の中より事務局長1名を指名する。

の会務を執行する。

(3) 本会の運営のために、運営委員会は常任運営委員5名を置き、内1名は事務局長を兼ねる。

(4) 事務局長および常任運営委員は、運営委員会で互選する。

(5) 常任運営委員会は、運営委員の議決に基づき、本会の会務を分担処理する。

(6) 会計監査は、本会の経理を監査する。

第5章 役員会

第12条 運営委員会は会長、および運営委員から構成され、会長が招集し、議長を務める。

(2) 運営委員会は、運営委員総数2分の1以上の出席をもって成立する。

(3) 運営委員会は、出席者の過半数をもって決する。但し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(4) 会計監査は、運営委員会に出席して意見を述べることができる。

第13条 常任運営委員会は、会長、常任運営委員から構成され、必要に応じて会長が招集する。

(2) 常任運営委員会の審議結果のうち、重要事項については運営委員会での承認または追認を求めるものとする。

第6章 委員会

(3) 理事は会長とともに理事会を構成する。

(4) 監事は、本会の会務全般を監査する。また、監事が求めた場合、会長は理事会を招集しなければならない。

第5章 役員会

第11条 理事会は会長、および理事から構成され、会長が招集し、議長を務める。

(2) 理事会は、規約および総会の議決に基づき、本会の会務の主要事項の決定を行う。

(3) 理事会は、理事総数2分の1以上の出席をもって成立する。

(4) 理事会の議決は、出席者の過半数をもって決する。但し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(5) 監事は、理事会および常任理事会に出席して意見を述べることができる。

第12条 本会の会務執行のために、会長のもとに常任理事会を置く。常任理事会は会長が招集する。運営規則は別に定める。

(2) 常任理事会は、会長、副会長、事務局長および常任理事4名によって構成される。常任理事は理事の互選により選出される。

(3) 常任理事会には、広報、編集、企画、国際交流、庶務の各担当を置き、本会の会務を分担処理する。

第6章 委員会

第14条 会長は、運営委員会の承認を得て、各種委員会を置くことができる。委員は運営委員会の承認を得て会長が委嘱する。

(2) 次の常置委員会を置き、必要に応じて臨時の委員会を設けることができる。

- ・編集委員会 編集委員会規定に従い、学会誌の編集、刊行に関する業務を行う。
- ・広報委員会 ニュースレターの編集、刊行および渉外等に関する業務を行う。
- ・企画委員会 研究、普及活動等に関する業務を行う。
- ・国際交流委員会 国際的な共同研究などの交流に関する業務を行う。

第7章 総会

第15条 総会は本会の最高議決機関であり毎年1回開催し、会長がこれを招集する。但し、運営委員会が必要と認めるとき、または正会員の3分の1以上の要求があるとき、会長は臨時総会を開かなければならない。

(2) 総会は予算、事業計画、決算、事業報告、その他本会の運営に関する重要事項について議決する。

(3) 総会は、正会員の10分の1以上の出席を以て成立する。但し、総会の成

第13条 本会に次の常置委員会を置く。常置委員会の代表者は担当常任理事が務める。

- ・編集委員会 編集委員会規定に従い、学会誌の編集に関する業務を行う。
- ・広報委員会 ニュースレター等の編集、その他広報に関する業務を行う。
- ・企画委員会 研究・普及活動等の支援および他団体との連携に関する業務を行う。
- ・国際交流委員会 国際的な共同研究などの交流に関する業務を行う。

(2) 会長は理事会の承認を得て、必要に応じてその他の委員会を設けることができる。

(3) 委員会の委員は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

第7章 事務局 < ← 第10章から >

第14条 本会の庶務を担当するため、事務局を置く。

(2) 事務局長は事務局を統括する。

(3) その他、事務局に必要な事項は、会長がこれを定める。

第8章 総会

第15条 総会は本会の最高議決機関であり毎年1回開催し、会長がこれを招集する。但し、理事会が必要と認めるとき、または正会員の3分の1以上の要求があるとき、会長は臨時総会を開かなければならない。

(2) 総会は予算、事業計画、決算、事業報告、その他本会の運営に関する重要事項について議決する。

(3) 総会は、正会員の10分の1以上の出席を以て成立する。但し、総会の成

立にのみ委任状は有効であり、議決にはこれを加えない。委任状の形式は別に定める。

(4) 総会の議決は、出席者の過半数をもって決する。

第8章 会計

第16条 本会の経費は、会費その他の収入をもってあて、その会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第9章 支部

第17条 本会に支部を置くことができる。支部の設置は、運営委員会の議決を経て、総会の承認を得なければならない。

第10章 事務局 < → 第7章へ >

第18条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

(2) 事務局の経費は、あらかじめ計上した予算でこれをまかなう。

(3) その他、事務局に必要な事項は、会長がこれを定める。

第11章 規約の変更

第19条 規約の変更は、運営委員会の議決を経て、総会出席者の3分の2以上の賛成を得なければならない。

付則

第1条 本規約施行後最初の選挙においては、運営委員会当選者の上位半数者を4年任期、他を2年任期とする。当選者確定後、本付則を廃止する。

第2条 本規約は1996年5月11日から施行する。

第3条 本規約は 1999年5月22日から施行する。

立にのみ委任状は有効であり、議決にはこれを加えない。委任状の形式は別に定める。

(4) 総会の議決は、出席者の過半数をもって決する。

第9章 会計

第16条 本会の経費は、会費その他の収入をもってあて、その会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第10章 支部

第17条 本会に支部を置くことができる。支部の設置は、理事会の議決を経て、総会の承認を得なければならない。

第11章 規約の変更

第18条 規約の変更は、理事会の議決を経て、総会出席者の3分の2以上の賛成を得なければならない。

付則

第1条 本規約施行後の選挙においては、役員任期満了者について改選し、会長または理事それぞれにおいて連続6年以上を経る者は、会長または理事の被選挙者としないこととする。

第2条 本規約は 0000年00月00日から施行する。